

議案第 98 号

所沢市立公民館設置及び管理条例の一部を改正する条例制定について

所沢市立公民館設置及び管理条例の一部を改正する条例を別記のとおり制定する。

平成23年11月29日提出

所沢市長 藤 本 正 人

提案理由

新所沢複合施設第2期工事の完了による所沢市立新所沢公民館の施設の供用開始に伴い、所要の改正を行うとともに、規定の整備を行うため、本案を提案するものである。

所沢市立公民館設置及び管理条例の一部を改正する条例

所沢市立公民館設置及び管理条例（昭和45年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中「所沢市大字久米2, 229番地の1」を「所沢市大字久米2229番地の1」に、「所沢市大字上安松1, 286番地の1」を「所沢市大字上安松1286番地の1」に、「所沢市三ヶ島五丁目1, 639番地の1」を「所沢市三ヶ島五丁目1639番地の1」に、「所沢市大字山口5, 004番地」を「所沢市大字山口5004番地」に、「所沢市美原町一丁目2, 922番地の16」を「所沢市美原町一丁目2922番地の16」に改める。

第7条第2項ただし書中「一に」を「いずれかに」に改め、同項第1号中「責」を「責め」に改め、同項第2号中「取消した」を「取り消した」に改める。

第9条中「一」を「いずれか」に、「取消す」を「取り消す」に改め、同条第1号中「みだす」を「乱す」に改め、同条第4号中「き損する」を「毀損する」に改める。

第11条中「終った」を「終わった」に、「取消された」を「取り消された」に改める。

第12条第1項中「使用中に生じた」を削り、「若しくは」を「又は」に、「のき損又は」を「を毀損し、又は」に改め、同条第2項中「責」を「責め」に改める。

別表第1中

「

| | | | | | | | |
|--------------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 所沢市立 新所沢 公民館 | ホー ル | 1,050 円 | 1,050 円 | 1,050 円 | 1,050 円 | 1,050 円 | 1,050 円 |
| | 音楽室 1 号 | 300 円 | 300 円 | 300 円 | 300 円 | 300 円 | 300 円 |
| | 音楽室 2 号 | 300 円 | 300 円 | 300 円 | 300 円 | 300 円 | 300 円 |
| | 学習室 2 号 | 300 円 | 300 円 | 300 円 | 300 円 | 300 円 | 300 円 |
| | 学習室 3 号 | 300 円 | 300 円 | 300 円 | 300 円 | 300 円 | 300 円 |
| | 学習室 4 号 | 300 円 | 300 円 | 300 円 | 300 円 | 300 円 | 300 円 |
| | 学習室 5 号 | 300 円 | 300 円 | 300 円 | 300 円 | 300 円 | 300 円 |
| | 学習室 6 号 | 300 円 | 300 円 | 300 円 | 300 円 | 300 円 | 300 円 |
| | 料理講習室 | 600 円 | 600 円 | 600 円 | 600 円 | 600 円 | 600 円 |
| | 絵画工芸室 | 300 円 | 300 円 | 300 円 | 300 円 | 300 円 | 300 円 |
| | トレーニング室 | 300 円 | 300 円 | 300 円 | 300 円 | 300 円 | 300 円 |

を

「

| | | | | | | | |
|--------------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 所沢市立 新所沢 公民館 | ホー ル | 1,050 円 | 1,050 円 | 1,050 円 | 1,050 円 | 1,050 円 | 1,050 円 |
| | 和室 1 号 | 300 円 | 300 円 | 300 円 | 300 円 | 300 円 | 300 円 |
| | 和室 2 号 | 300 円 | 300 円 | 300 円 | 300 円 | 300 円 | 300 円 |
| | 音楽室 1 号 | 300 円 | 300 円 | 300 円 | 300 円 | 300 円 | 300 円 |
| | 音楽室 2 号 | 300 円 | 300 円 | 300 円 | 300 円 | 300 円 | 300 円 |
| | 学習室 1 号 | 300 円 | 300 円 | 300 円 | 300 円 | 300 円 | 300 円 |
| | 学習室 2 号 | 300 円 | 300 円 | 300 円 | 300 円 | 300 円 | 300 円 |
| | 学習室 3 号 | 300 円 | 300 円 | 300 円 | 300 円 | 300 円 | 300 円 |
| | 学習室 4 号 | 300 円 | 300 円 | 300 円 | 300 円 | 300 円 | 300 円 |
| | 学習室 5 号 | 300 円 | 300 円 | 300 円 | 300 円 | 300 円 | 300 円 |
| | 学習室 6 号 | 300 円 | 300 円 | 300 円 | 300 円 | 300 円 | 300 円 |
| | 料理講習室 | 600 円 | 600 円 | 600 円 | 600 円 | 600 円 | 600 円 |
| | 絵画工芸室 | 300 円 | 300 円 | 300 円 | 300 円 | 300 円 | 300 円 |
| | トレーニング室 | 300 円 | 300 円 | 300 円 | 300 円 | 300 円 | 300 円 |

に

改める。

附 則

この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。